

No.167
2010.10

広報おみいた

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL (088)694-6801 平成22年10月1日発行

総合型地域スポーツクラブ

上板ふれあいクラブ



7/25 (日) 牟岐大島にて、シュノーケリングを体験。



第2・4火曜日開催 ストレッチ教室



毎週水曜日開催 シェイプアップ体操教室

色々な教室やイベントを展開中!! 是非御連絡ください。上板町ITセンター内「上板ふれあいクラブ事務局」

〒771-1301 上板町鍛冶屋原字妙楽寺1番地8 TEL. 088-637-6006 (事務所開設時間：平日の13時～17時)

● 主な目次 ●

わが町の家計簿	2～4	公的年金からの個人住民税の特別徴収制度 (天引き)	12
上板町職員の給与等を公表します	5	年金のお知らせ	13
就任・退任あいさつ	6	狂犬病予防接種について	14
スポーツ結果	7	介護保険からのお知らせ	15
敬老の日作文	8	各種お知らせ	16
2010 国勢調査	10	保健行事予定	17
地上デジタル放送への準備をお急ぎください	11	お誕生おめでとう	18

平成21年度

わが町の家計簿

普通会計

歳入 54億124万円 歳出 48億4,119万円

平成21年度の決算がまとまり、9月議会に提出しました。

本町の財政は、町税等の自主財源が少なく、国や県などに依存している財政構造となっております。

平成21年度は国の施策により地域活性化・経済危機対策交付金をはじめとする、さまざまな国庫補助金の増加により、国庫収入が昨年比で7億891万円の増額となりました。それらの国庫補助金を活用し、中学校体育館、大山消防コミュニティの建築、中学校校舎・管理棟耐震改修工事、神宅団地合併浄化槽改修工事など町の重点事業を数年前倒しして行うことが出来ました。

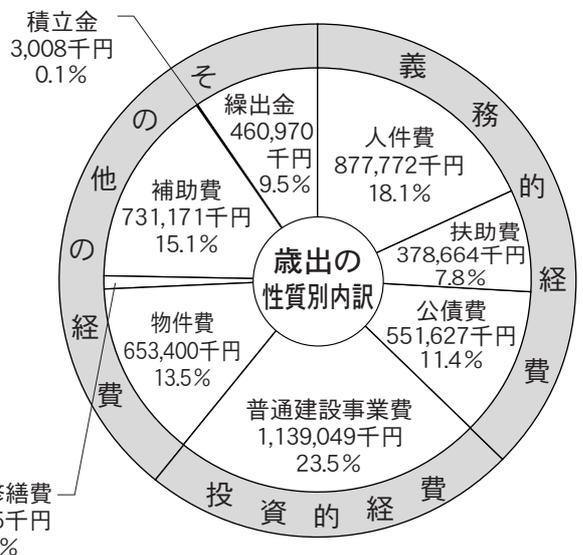
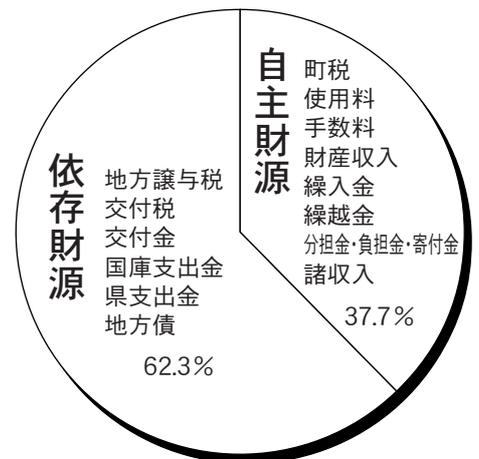
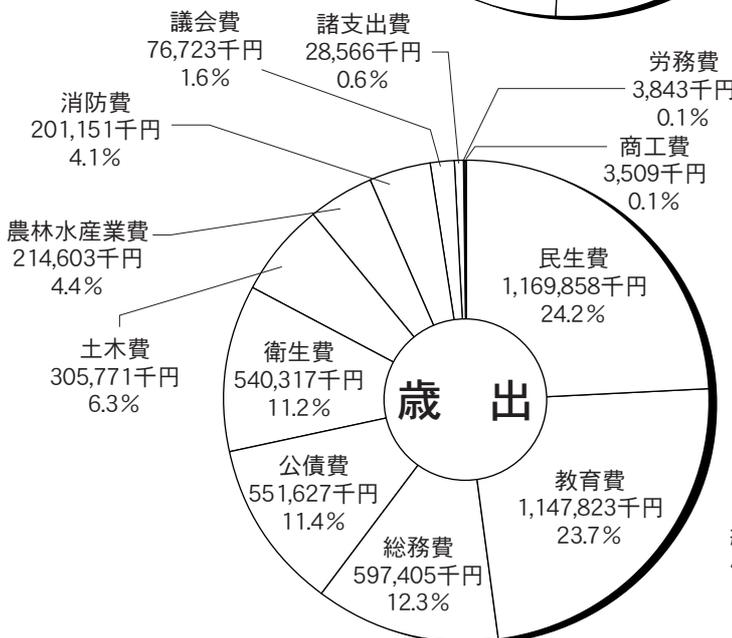
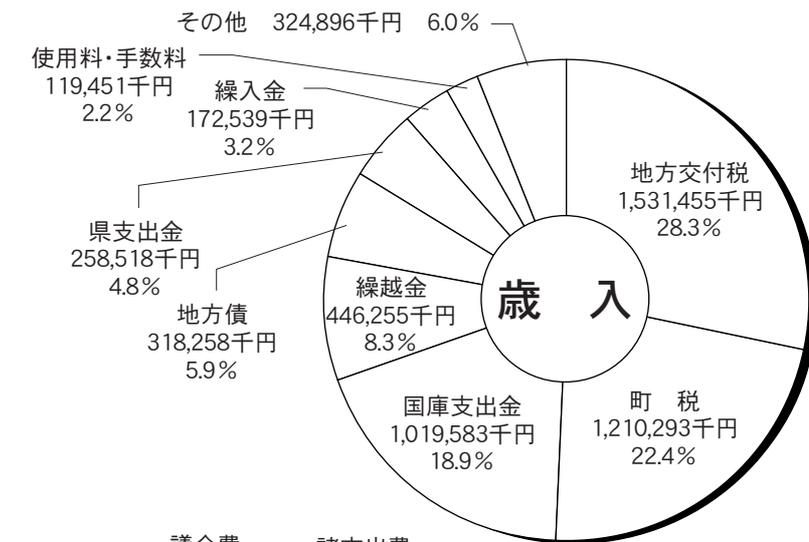
しかし、経常的経費は依然変わらず、財政の硬直化は進んでおりますので、平成22年度以降においてもこれまで以上に行財政改革を推進し財政の健全化に向けた取り組みを推進して参ります。

町民1人当り

約95,000円の町税を納めて頂き、約370,700円の支出をし、その内訳は次のとおりです。

民生費	89,600円	教育費	87,900円
総務費	45,700円	土木費	23,400円
農林水産業費	16,400円	衛生費	41,400円
消防費	15,400円	商工費	300円
議会費	5,900円	諸支出費	2,200円
労務費	300円		
公債費	42,200円	計	370,700円

(※平成22年3月末住民基本台帳登録人口13,061人で算定)



※普通会計とは、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計とを合せたもので、地方財政状況調査(決算統計)の分類に添ったものです。

後期高齢特別会計

歳入合計は、1億579万2千円、歳出合計は1億102万6千円となっています。

その内訳は図のとおりで、歳入歳出差引残額476万6千円が、平成22年度へ繰越となりました。

将来にわたり国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、若い世代も含めてみんなが納得して支え合う長寿医療制度が平成20年4月より導入されました。

医療にかかる費用のうち、窓口負担を除いた分を公費で5割、若い世代の保険料で4割、高齢者の保険料で1割という負担割合で運営しています。

この制度は、県内全ての市町村が加入する徳島県後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村と連携して事務を行っています。

申請や届け出の受付は役場福祉保健課で行っております。

被保険者数 1,821人 総医療費 1,516,181千円
一人当たり保険料 37,794円 一人当たり医療費 832,609円

◆歳入の部

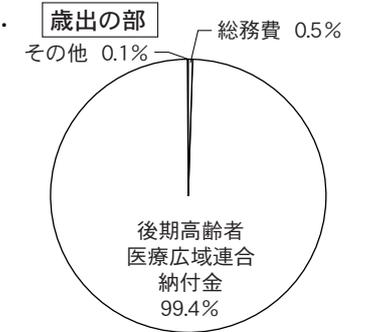
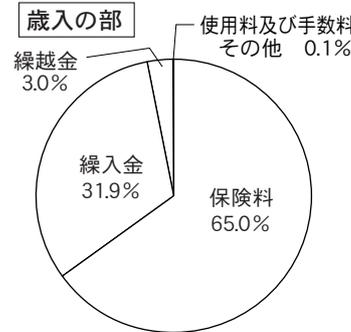
(単位：千円)

項目	金額	割合
保険料	68,822	65.0%
繰入金	33,710	31.9%
繰越金	3,152	3.0%
使用料及び手数料・その他	108	0.1%
合計	105,792	100.0%

◆歳出の部

(単位：千円)

項目	金額	割合
総務費	540	0.5%
後期高齢者医療広域連合納付金	100,383	99.4%
その他	103	0.1%
合計	101,026	100.0%



老人保健特別会計

歳入合計は、544万4千円、歳出合計は509万2千円となっています。その内訳は図のとおりで、歳入歳出差引残額35万2千円が、平成22年度へ繰越となりました。

◆歳入の部

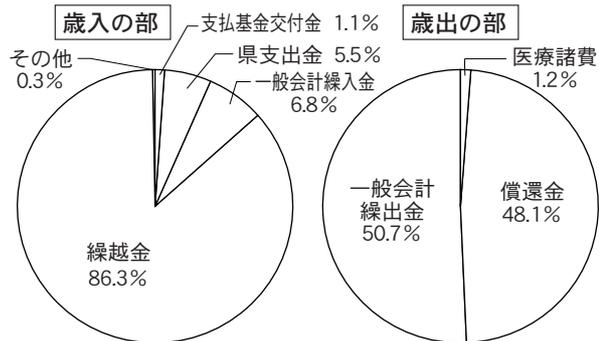
(単位：千円)

項目	金額	割合
支払基金交付金	62	1.1%
国庫負担金	0	0.0%
県支出金	299	5.5%
一般会計繰入金	368	6.8%
繰越金	4,696	86.3%
その他	19	0.3%
合計	5,444	100.0%

◆歳出の部

(単位：千円)

項目	金額	割合
医療諸費	62	1.2%
償還金	2,447	48.1%
一般会計繰出金	2,583	50.7%
合計	5,092	100.0%



介護保険特別会計

歳入合計は、11億5,882万円、歳出合計は10億2,750万8千円となっています。

その内訳は図のとおりで、歳入歳出差引残額1億3,131万2千円が、平成22年度へ繰越となりました。

◆歳入の部

(単位：千円)

項目	金額	割合
保険料	192,992	16.7%
支払基金交付金	286,115	24.7%
国庫支出金	264,860	22.9%
県支出金	147,370	12.7%
繰入金	153,377	13.2%
繰越金	114,048	9.8%
その他	58	0.0% (0.005%)
合計	1,158,820	100.0%

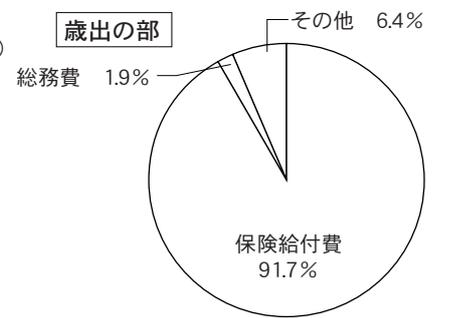
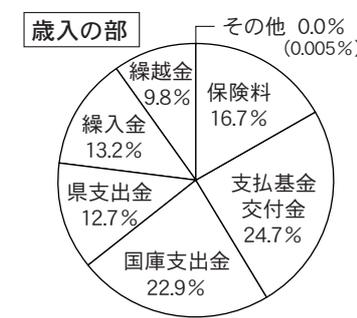
◆歳出の部

(単位：千円)

項目	金額	割合
保険給付費	942,063	91.7%
総務費	19,314	1.9%
その他	66,131	6.4%
合計	1,027,508	100.0%

◆保険給付状況 (65才以上人口3,218人、要介護・支援認定者数648人)

	在宅	施設	合計
延べ利用人数(人)	4,203	1,650	5,853
構成比(%)	72.0%	28.0%	100.0%
審査支払い手数料(円)	791,543	310,742	1,102,285
支給総額(円)	463,081,478	478,981,881	942,063,359
構成比(%)	49.0%	51.0%	100.0%
1人当たりの支給額(円)	110,179	290,292	160,954



国保会計

平成21年度国民健康保険特別会計の決算がまとまりましたのでお知らせします。
 歳入合計は、13億3,309万円、歳出合計は、13億2,010万8千円となっています。
 その内訳は次のとおりで、歳入歳出の差引残額1,298万2千円が平成22年度へ繰越となりました。

世帯数 1,743世帯

被保険者数 3,300人

(単位：円)

歳入	項目	金額	割合	1人当たり	歳出	項目	金額	割合	1人当たり
	国・県支出金	428,709,012	32.2%	129,912		保険給付費	846,128,526	64.1%	256,403
前期高齢者交付金	255,975,701	19.2%	77,568	後期高齢者支援金等	145,701,931	11.0%	44,152		
国保税	249,227,350	18.7%	75,523	介護納付金	62,876,574	4.8%	19,054		
繰入金	88,265,199	6.6%	26,747	老人保健拠出金	7,406,139	0.6%	2,244		
療養給付費交付金	67,119,381	5.0%	20,339	総務費	8,311,214	0.6%	2,519		
繰越金	58,859,158	4.4%	17,836	前期高齢者等納付金等	414,288	0.0% (0.03%)	126		
その他収入	184,934,783	13.9%	56,041	その他支出	249,269,428	18.9%	75,536		
計	1,333,090,584	100.0%	403,967	計	1,320,108,100	100.0%	400,033		

療養の給付等の状況

(単位：円)

医療給付	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他方負担分
療養の給付	42,884	1,020,139,060	738,671,807	238,628,631	42,838,622
療養費等	1,422	12,258,871	8,825,165	3,204,956	228,750
計	44,306	1,032,397,931	747,496,972	241,833,587	43,067,372

高額療養費及びその他の保険給付状況

(単位：円)

区分	高額療養費	葬祭費	出産育児一時金
件数	1,434	17	8
給付額	91,635,976	340,000	3,170,000

●収益的収入及び支出

(単位：千円)

水道事業収益	217,943
給水収益	207,771
受託工事収益	8,862
その他の営業収益	752
受取利息及び配当金	290
他会計補助金	0
雑収益	256
過年度損益修正益	12

水道事業費用	191,880
原水及び浄水費	25,326
配水及び給水費	19,296
受託工事費	8,429
総係費	60,150
減価償却費	51,108
資産減耗費	946
支払利息	26,525
雑支出	0
過年度損益修正損	100

●資本的収入及び支出

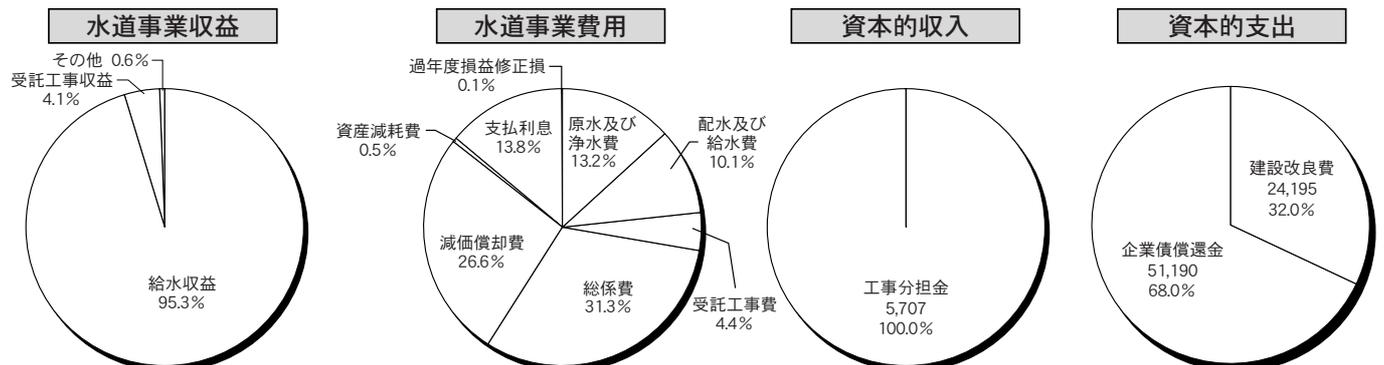
資本的収入	5,707
工事分担金	5,707
資本的支出	75,385
建設改良費	24,195
企業債償還金	51,190

水道事業決算

収益的 収入合計は2億1,794万3千円
収支決算額 支出合計は1億9,188万0千円

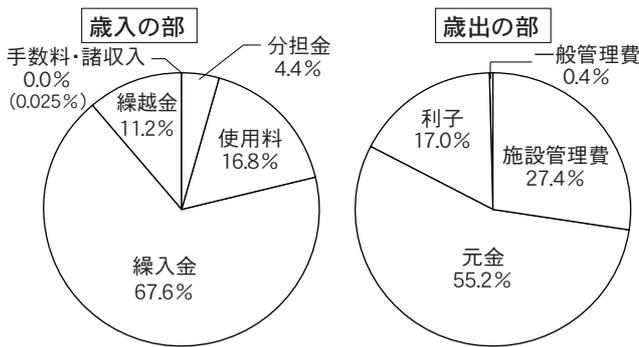
資本的 収入合計は570万7千円
収支決算額 支出合計は7,538万5千円

尚、資本的支出額に不足する額6,967万8千円は内部留保資金で補てんしております。



農業集落排水事業会計

平成 21 年度農業集落排水事業特別会計決算についてお知らせします。
歳入合計 47,997 千円、歳出合計 43,514 千円となっており内訳は下記のと
おりで歳入歳出差引残額 4,482,701 円が、平成 22 年度へ繰越となります。



◆歳入の部

(単位: 円)

項目	金額
分担金	2,100,000
使用料	8,062,000
繰入金	32,451,000
繰越金	5,372,145
手数料・諸収入	12,100
合計	47,997,245

◆歳出の部

(単位: 円)

項目	金額
一般管理費	181,215
施設管理費	11,920,423
元金	24,031,532
利子	7,381,374
合計	43,514,544

上板町職員の給与等を公表します

上板町の職員給与などの現状を町民の皆さんにお知らせします。
職員の給与制度は国家公務員の給与制度に準じて、町の条例によ
って定められています。
(なお、ここに記載している給与は、すべて税や各種保険料を引く
前の額です。)

①人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の人件費率
21 年度	平成 22.3.31 現在 13,061 人	千円 4,841,196	千円 877,772	18.1%	23.5%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

②職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	普通会計 職員数 (A)	給与費額				1人当りの 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計 (B)	
21 年度	105 人	千円 399,131	千円 44,756	千円 161,509	千円 605,396	千円 5,766

※職員手当には、退職手当を含まない。

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

平均給料月額	平均年齢	
一般行政職	3,109 百円	41.8 歳月
技能労務職	3,330 百円	52.1 歳月

④職員の初任給の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

一般行政職

上板町		国	
区分	初任給	区分	初任給
大学卒	172,200 円	大学卒	172,200 円
短大卒	152,800 円	短大卒	152,800 円
高校卒	140,100 円	高校卒	140,100 円

⑤一般行政職の級別職員数の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

1 級		2 級		3 級		4 級	
標準的な職務内容	主事及び主事補並びにこの相当職	主事及びこの相当職	主査及び係長並びにこの相当職	課長補佐及び主査並びにこの相当職			
職員数	6 人	8 人	21 人	11 人			
構成比	9.4%	12.5%	32.8%	17.2%			
5 級		6 級		合計			
主幹及び課長補佐並びにこの相当職	理事及び課長並びにこの相当職						
7 人	11 人			64 人			
10.9%	17.2%			100.0%			

※①標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
②一般行政職とは、「事務職」や「技術職」のことを指し、「企業職員」や「教育職」は含まない。

⑥職員手当の状況 (平成 22 年 6 月 1 日現在)

区分	上板町	国
期末手当	(支給割合) 6 月期 1.25 月分	(支給割合) 6 月期 1.25 月分
勤労手当	12 月期 1.50 月分	12 月期 1.50 月分
計	2.75 月分	2.75 月分
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続 20 年 23.50 月分 勤続 25 年 33.50 月分 勤続 35 年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分	(支給率) 自己都合 勤続 20 年 23.50 月分 勤続 25 年 33.50 月分 勤続 35 年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分
扶養手当	主なもの 配偶者 月額 13,000 円 配偶者以外 月額 6,500 円	主なもの 配偶者 月額 13,000 円 配偶者以外 月額 6,500 円
住居手当	持家 月額 2,500 円 ※新築又は購入した日から起算して 5 年を経過するまでの間支給 借家 家賃の額に応じて支給 最高月額 27,000 円	持家 なし 借家 家賃の額に応じて支給 最高月額 27,000 円
通勤手当	通勤距離 2 km ~ 5 km 未満 月額 2,000 円 5 km 以上は距離に応じ支給	通勤距離 2 km ~ 5 km 未満 月額 2,000 円 5 km 以上は距離に応じ支給

調整手当	支給対象職員	保育士及び幼稚園教諭	時間外勤務手当	支給総額 (平成 21 年度)
支給率	支給対象職員 1 人あたり平均支給額 (平成 21 年度)	給料月額 2%	支給対象職員 1 人あたり平均支給額 (平成 21 年度)	8,635,161 円
支給対象職員 1 人あたり平均支給額 (平成 21 年度)	67,927 円	管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給	28,600 円 ~ 49,500 円

⑦特別職の報酬等の状況 (平成 22 年 6 月 1 日現在)

区分	給料及び報酬 (月額)	期末手当 (支給割合)	区分	給料及び報酬 (月額)	期末手当 (支給割合)
町長	590,400 円	6 月期 1.45 月分	議長	299,000 円	6 月期 1.45 月分
副町長	560,880 円	12 月期 1.60 月分	副議長	249,200 円	12 月期 1.60 月分
教育長	518,890 円	合計 3.05 月分	議員	199,300 円	合計 3.05 月分

※平成 22 年度の町長、副町長及び教育長の給料月額について、町長 20%、副町長 5%、教育長 5% を減額している。

⑧部門別職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

区分	職員数 (人)						
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	
一般行政	議会	2	2	2	2	2	
	総務	22	22	18	17	15	
	税務	7	7	12	13	9	
	農林	7	7	7	7	6	
	土木衛生	9	9	10	8	9	
衛生	42	41	36	33	30		
衛生	14	14	13	13	12		
小計	103	102	98	93	83		
特別行政	教育	19	19	20	19	22	
	小計	19	19	20	19	22	
公営企業等	水道	6	6	6	6	5	
	その他	6	6	6	7	8	
	小計	12	12	12	13	14	
合計	134	133	130	125	119	114	

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時・嘱託及び非常勤職員を除いている。

就任あいさつ

議長 廣澤 眞治
副議長 村上 浩一

私たちは、平成二十二年第二回定例会において、議長及び副議長に当選いたしました。身に余る光栄であると同時に、責任の重大さを痛感いたしております。

今後におきましては、一生懸命上板町の活性化と、住民福祉の充実に努力いたす所存でございますので、一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

退任あいさつ

前議長 前田 忠道
前副議長 伊月 猛

私たちは、平成十九年第二回臨時会において、議長及び副議長の要職に就かせていただき、明るい町政の確立と円滑な議会運営を心がけて参りました。幸いにして皆さんのご協力をいただき、その職責を果たし得ることができ、心から厚くお礼を申し上げます。

これからも町政発展のため微力ながら、努力いたしたいと思っております。

今後とも、旧倍のご指導ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。退任のあいさつといたします。

全国町村議会議長会感謝状

前田 忠道氏



平成二十二年七月十五日上板町役場三階議長室において全国町村議会議長会会長からの感謝状が伝達されました。これは、氏が、平成二十一年七月一日から一年間徳島県町村議会議長会会長として本県の地方自治の発展に貢献されたことにより贈呈されたものです。氏の今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。

上板町議会だより

◎平成二十二年第二回定例会の概要
第二回定例会は、六月二十二日から六月二十九日までの七日間の日程で開かれ、九月十九日までの七日間の日程で開かれた。開会日には、納田町長が、効率的な行政運営、防災対策、農業基盤の強化、教育問題、人権問題、環境問題、など施政方針の中で、基本理念について述べました。一般質問では、行政改革、防災、環境、人権、教育問題などが論議されました。(議員八名から一般質問)
町長提出議案二十一件が可決、同意されました。議長、副議長、常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会特別委員会委員、一部事務組合議会議員がそれぞれ選任されました。議員提出議案一件が可決、請願一件が採択されました。
◎議会議員協議会
平成二十二年六月十七日
第二回定例会提出議案の協議を行なう。
◎財産区議会
上板町大山財産区議会
(第一回定例会)
平成二十二年八月二十四日
上板町神宅財産区議会
(第二回定例会)
平成二十二年七月二十三日

平成二十二年 戦没者追悼式

去る、八月十五日に平成二十二年度の上板町戦没者追悼式が大山・高志・松島地区の忠魂碑前で上板町・町遺族会の共催で行われました。

式は、納田伸春町長・正木遺族会会長をはじめとして多数の遺族関係者が、出席して厳かに行われました。

町長が献花を行い追悼の言葉を述べました。全員で正午に一分間の黙祷を行い、戦没者のご冥福と日本の恒久平和を祈り、式は終わりました。



県大会準優勝おめでとう

去る、七月十八日(日) 県内の代表十三チームにより競われた、第二十七回徳島県消防操法競技大会ポンプ車の部で上板町消防団第二分団(植田昌和分団長)が見事、準優勝に輝きました。

三十度を超える猛暑や、突然の豪雨など厳しい天候のなか、日頃の練習の成果を十分に発揮し、審査員の高い評価を得ました。

準優勝した第二分団の選手は次のとおりです。(敬称略)
指揮者 森 祐樹
一番員 廣瀬 浩平
二番員 吉田 孝史
三番員 吉田 正人
四番員 坂東 康人



『防ごう!少年非行』

上板町推進大会

去る、八月十一日(水)、中央公民館において『防ごう!少年非行』県民総ぐるみ運動・上板町推進大会が盛大に開催されました。

本大会は、町民あげて青少年の健全育成に取り組み気運を醸成するとともに、町民各層の非行防止に対する理解と認識を深め、次代を担う青少年の非行防止と健全育成を図る目的で毎年開催しています。



大会では、納田町長の力強い挨拶の後、上板中学校校内非行防止作文優秀者三名(最優秀賞 三年 板東春希さん、優秀賞 二年 岡本ひかるさん、優秀賞 一年 真田衣織さん)が表彰されました。

そして、最優秀賞の板東春希さんが「大切な命を支えるために」と題した作文を発表し、参加者より盛大な拍手が贈られました。

次に、手塚教育委員長より「大会宣言」が朗読され、青少年が豊かでたくましく育つよう、町民一丸となって非行防止活動を展開することが採択されました。

最後に、国立大学法人 鳴門教育大学 同窓会顧問(元徳島県南部障害者就業・生活支援センター)「よりよい」那賀川支所長 青木弘亘氏より「私の実践」と題した基調講演があり、青木さんの実体験を通じた貴重なお話に、参加者一同最後まで耳を傾けていました。



町内親睦軟式野球大会

毎年恒例の平成二十二年度町内親睦軟式野球大会が、八月十四日(土)、ファミリースポーツ公園で開催されました。

清々しい青空の下、四チームが参加し、熱戦が繰り広げられ、上板野球クラブが見事優勝の栄冠に輝きました。

大会の結果は、次のとおりです。
◇優勝 上板野球クラブ
◇準優勝 上板中学校



体育行事のご案内

- ▽十月開催予定
ソフトテニス大会
秋季ソフトボール大会
板野郡マラソン大会
 - ▽十一月開催予定
硬式テニス大会
板野郡町対抗駅伝大会
 - ▽十二月開催予定
グラウンドゴルフ競技会
- (詳細については、町教育委員会までお問い合わせください。)

上板町体育協会野球チーム 板野郡町対抗軟式野球大会優勝

去る七月十八日(日)緑の丘スポーツグラウンドで開催された、板野郡町対抗軟式野球大会において、上板町体育協会チームが優勝の栄冠に輝きました。

北島町との決勝戦は、先取点を奪い安定した試合はこびで、二年ぶりに優勝となりました。

これも、尾澤監督を中心に選手全員が一丸となり日頃の練習の成果を遺憾なく発揮した結果であります。上板町体育協会チームの栄冠を称えたいと思います。

町内少年野球大会

平成二十二年度町内スポーツ少年団少年野球大会が、平成二十二年七月十日(土)に松島小学校において開催され、町内三チームによるリーグ戦方式で熱戦が繰り広げられました。選手たちは、元氣あふれるプレーで保護者の声援に応えていました。

- ◇大会の結果は、次のとおりです。
- ◇優勝 松島スポーツ少年団
- ◇準優勝 高志スポーツ少年団
- ◇第三位 大山スポーツ少年団

初戦		決勝戦	
松茂町	0 1 0 0 0 1	北島町	0 1 0 0 0 0 1
上板町	4 2 0 2 × 8	上板町	2 0 1 0 0 0 × 3



「差別落書き」をなくしましょう！

最近、町内各地の電信柱や公園のトイレ及び橋の欄干に、心ない「差別落書き」が発生しています。

「差別落書き」は、悪質な犯罪行為であり、重大な人権問題です。

あなたの町で、「差別落書き」を見かけたことはありませんか。地域のみなさんの協力と理解で不当な差別落書きをなくしましょう。

もし、「差別落書き」を発見したら

- ①すぐに連絡してください。
連絡先/上板町人権課 (TEL:637-6301)
上板町教育委員会 (TEL:694-6814)
または、徳島地方法務局人権擁護課 (TEL:622-4171)
- ②消去しないでください。
- ③見えないように、落書きを紙などで覆ってください。

差別落書き解消に向け皆様のご協力をお願いいたします。

徳島地方法務局人権擁護課・上板町人権課

ご存じですか？『とくしま教育の日』

徳島県条例 第35号「とくしま教育の日を定める条例」(平成16年3月31日から施行)で定められています。趣旨には「県民の教育に対する理解を深めるとともに、学校教育及び社会教育の振興の気運を醸成し、それらの充実と発展を図るため、とくしま教育の日を設ける。」と謳われています。

「とくしま教育の日」は11月1日。11月1日～7日までは「とくしま教育週間」です。とくしま教育週間を中心に、県内では様々な事業が展開されます。

上板町教育委員会では「とくしま教育の日、週間」に合わせまして

・オープン教育長室
(教育に関するご意見を聞かせていただきます)

日 時	11月1日(月)	19:30~21:00
	11月7日(日)	9:00~12:00

を、実施予定です。

豊かな人権感覚を育てよう

上板町・上板町教育委員会
上板町人権教育推進協議会



小学生 敬老の日作文



大好きだよ

おじいちゃん
おばあちゃん

神宅小学校 五年
吉田 来夢

私の家の近所に住んでいるおばあちゃん、すごく優しい人です。どうしてかという、宿題の分からないところを教えてください、買い物に連れて行ってくれたり、散歩に連れて行ってくれたりするからです。

それに、登校中に会う楽しくて優しいおばあちゃんもいます。そのおばあちゃんも、会うたびにいろいろな事を教えてください。最近では、「今日は、どんなことを教えてくださいのかなあ。」

と思うようになり、登校時間が楽しみになってきました。

また、私には同居していないひいじいちゃんといひいばあちゃんがいいます。そのひいちゃんといひいばあちゃんの家は、そんなに離れていないので、どちらかの家に出かけたときは、必ずもう一方の家にも寄って、元気な顔を見せてもらっています。二人とも話し好きで、昔の話とかをよく聞かせてくれます。私の全く知らない頃の話ですが、どんなに長い話でも、

飽きないで最後まで楽しく聞くことができます。

ところで、最近新聞などで、高齢者の方々のことが話題になっていますが、どうして、みんなお年寄りの人たちを大切にしないのでしょうか。邪魔者扱いするなどもつてのほかです。わたしは、感謝したい気持ちでいっぱいです。なぜなら、今、私がこの世の中に生きているのは、ひいおじいちゃんやひいおばあちゃん、おじいちゃんやおばあちゃん、お父さんやお母さんという大切な家族がいてくれるおかげなのです。命が受け継がれているということなのです。それに、今の日本があるのも、全てのお年寄りの方々の努力のおかげだということ、決して忘れてはならないと思います。様々な文化を生み出し、今の時代に残してくれています。それらは全て、私たちのためなのです。

「生活や文化」「命の継承」「家族愛」どれも関わりが無いものはありません。わたしは、すべてのお年寄りの人たちに、いつまでも元気で、明るく楽しい人生を送り続けてもらいたいです。そして、これからも私たちの生活を見続け、いろいろな知恵をかしてほしいと思っています。

ありがとう

東光小学校 六年
長坂 奈月

「どれ、ちよつと直そうか。」私の部屋にかけてある日除けのシートが外れたので、おじいちゃんが直してくれています。日除けのシートは外れることが多く、そのたび、手間をかけてくれています。また、お母さんやおばあちゃんがない時には、おじいちゃんが朝ごはんや昼ごはんなども作ってくれます。ベーコンをいためたり、ちよつびりフライパンにご飯がひつついた焼き飯を作ってくれたり、簡単なものですが、とてもおいしくて、おじいちゃんの優しさを感じます。

さらに、おじいちゃんは車の運転がとても上手で、一般道や高速道路にも詳しく、旅行に行く時は運転もしてくれます。今は大工の仕事を少ししているの、本だなやくつ箱を作ってくれます。だから車の中には、私が宿題をする時に机がわりになる板や、缶ジュース立てなどの便利なものがたくさんあり、快適に過

ごせませす。

今年の夏はとても暑かったので、バトンの練習から帰ると、クーラーをつけ、アイスを用意して待つてくれていました。暑い体育館での二時間の練習で疲れていた私にとつては、いつも以上に美味しく感じられ、元気が出てきました。

おばあちゃんもおじいちゃんと同じで、いつも家族のことを想い、とても美味しいご飯を作ってくれます。

「明日、カレーライスが食べたいな。」と言うと、ひじきやシーチキンが入った栄養満点のカレーライスが出てきます。しかも、冷蔵庫の余り物も使い、一石二鳥のカレーライスに変身します。

また、テレビのラジオ体操を毎日続けたり、朝早くからウォーキングに行ったりと、健康のことをとても気づかう元氣なおばあちゃんです。今、私が元気に居られるのは、この二人のおじいちゃんとおばあちゃんのおかげです。これからも元氣で、長生きしてね。

あなたの調査票から日本の未来が見えてきます



調査票の記入はお済みでしょうか？

10月7日(木)までに提出してください！

- 国勢調査は、平成22年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 記入いただいた調査票は、封筒に入れて封をして調査員に渡していただくか、上板町国勢調査実施本部（役場総務課内）に郵送で提出していただきます。



封筒に入れる前に、調査票の記入間違いがないか、確認をお願いします。

- 調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報保護のための厳格な守秘義務が課せられています。
- 国勢調査は、統計法によって、調査票に記入して提出することの報告義務が定められています。

※万一、調査票が届いていない場合は、役場総務課（TEL694-6801）にご連絡ください。

総務省・都道府県・市区町村

国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査 e-ガイド

検索

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

お知らせ 行政書士 無料相談会の実施について

平成22年秋に毎年全国的に実施される行政書士制度広報イベントの一環として、徳島県行政書士会徳島北部支部による「行政書士無料相談会」が下記の要領で実施されますので、お知らせします。

記

1. 日 時 平成22年11月22日(月) 午後2時～午後5時
2. 場 所 上板町中央公民館・大会議室（役場2階）
3. 相談事項
 - ①環境ビジネスの立ち上げ等、各種起業・創業支援。
 - ②外国人の雇用、就労に関する入管法関係。
 - ③農地の譲渡、若しくは転用等、農地に関すること。
 - ④遺産分割協議書作成等、各種協議書、示談書等の作成。
 - ⑤内容証明、各種契約書、各種法人の設立サポート。
 - ⑥任意後見契約に関することなど、高齢者、障がい者支援。
 - ⑦交通事故自賠責保険金請求等、交通運輸関係。
4. 相談受理者 徳島県行政書士会徳島北部支部会員
5. 備 考 予約制ですので、事前に下記までご連絡ください。
連絡先 多田：090-7621-8813 森江：090-9694-3031
吉田：090-7971-7591

あなたの声をお聴きします — 秋の行政相談週間 —

10月18日(月)から24日(日)までは、秋の行政相談週間です。

行政相談週間は、総務省が行政相談制度を広く国民の皆様にお知らせし利用してもらうために、全国一斉に実施しているものです。

上板町では、この行政相談週間に徳島行政評価事務所の支援のもと、次のとおり行政相談所を開設します。

役所の仕事について、苦情がある、困っている、こうして欲しい、制度や仕組みが分からないなど、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

◇日 時／10月20日(水)

午後1時30分～午後4時

◇場 所／上板町老人福祉センター

◇担当行政相談委員／板東 憲生さん
竹内 功さん

— 地上デジタル放送への準備をお急ぎください —

アナログ放送終了まであと約10ヶ月!

アナログ放送は、平成23年7月1日からの放送終了のお知らせ画面等の表示を経て、7月24日正午にすべての放送が終了（完全停波）します。したがって、それまでの間に地上デジタル放送を視聴するための準備をしないとテレビを見ることができなくなります。

地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送対応の受信機とUHFアンテナが必要です。受信機は、新たにデジタルテレビを購入するほか、アナログテレビに地上デジタルテレビ用チューナーを取付ける方法もあります。



なお、区域外(県外)放送が個別受信アンテナで見られなくなったご家庭では、区域外波の安定受信のためにはケーブルテレビ等への加入検討も必要です。

共同アンテナ施設でテレビをご覧の方は、デジタル化のための施設改修が必要です。施設改修の工事には一定の時間を要し、アナログ放送終了が近づくに従い工事が集中するため、手遅れにならないよう早めの対応が重要です。

これらの地デジの準備にあたり、「何をすればよいかよく分からない。」という方や「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない。」という方には、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）がお手伝いします。まずはデジサポにお電話ください。

また、政府はエコポイントによるデジタルテレビの購入支援を行っています。購入期限は本年12月末なのでお早めにご利用ください。このエコポイントはアンテナ工事にも利用できます。

経済的な理由等で地上デジタル放送に対応できない世帯（非課税の障がい者世帯など）に対しては、簡易チューナーの無償給付などの支援を行っています。詳しくは総務省地デジチューナー支援実施センターまでお問い合わせください。

一方、BSアナログ放送も平成23年7月24日までに終了しますので、BSデジタル放送へ移行をお願いします。

地デジ説明会・相談会開催のお知らせ

平成23年7月24日にアナログ放送は終了し、地上デジタル放送に完全移行します。

VHFアンテナでご覧の方は、地デジ対応アンテナへの交換等デジタル化への対応が必要となります。

また、ケーブルテレビでご覧の方でも、アナログ契約の場合はデジタル契約に変更する必要があります。

引き続きアナログテレビでご覧になる場合は、地デジチューナーの準備が必要となります。

そこで、総務省徳島県テレビ受信者センター（デジサポ徳島）が上板町で地デジに関する説明会及び相談会を下記のとおり開催いたします。

地デジの準備がお済みでない方、地デジについてもっとお知りになりたい方は、この機会に是非ご相談にお越しください。

◆ 説明会について

1. 開催日 10月18日（月）から10月22日（金）まで
2. 開催時間 午前10時から午前10時30分まで
3. 開催場所 上板町中央公民館・第1会議室（役場2階）

◆ 相談会について

1. 開催日 10月18日（月）から10月22日（金）まで
2. 開催時間 午前11時から午後4時まで
3. 開催場所 上板町役場1階ロビー

《お問い合わせ先》

- ・総務省徳島県テレビ受信者支援センター（デジサポ徳島） TEL 088-603-0200
- ・総務省地デジチューナー支援実施センター TEL 0570-033840

公的年金からの個人住民税の特別徴収制度【天引き】

制度導入の経緯

今後の高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する高齢者が増加することが予想されます。ここで高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化をはかる観点から、個人住民税の公的年金の特別徴収制度（公的年金からの天引き）を導入するものです。

対象者（次のすべての要件に該当する方）

- 公的年金に係る住民税の納税義務者で、4月1日現在において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方
- 介護保険料が年金から引き落とされている方
- 老齢基礎年金等の1つの年金額が18万円以上の方
- 年金に係る住民税額が年額を超えない方

対象となる年金

- 老齢基礎年金、旧制度の国民年金、厚生年金等
- 複数の年金を受給している場合は、法に基づき1つの年金から引落としとなります。

特別徴収の中止

次のような場合には特別徴収が中止となり、普通徴収により納めることとなります。

- 年度途中で公的年金に係る年税額に変更があった方
- 介護保険の特別徴収対象被保険者でなくなった方
- 転出された方
- 何らかの理由により年金支給が差し止められた方
- 亡くなられた場合や裁定取消により受給権を喪失された方
- 特別徴収の対象となった年金から、所得税・介護保険料・国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を控除した後の金額が、住民税の特別徴収額に満たない方

上板町国民健康保険主催 第19回歩け歩け大会開催の お知らせ

上板町では、国民健康保険事業安定化計画に基づく保健事業の一環として、楽しく歩きながら上板を知っていただき、町民の健康の保持増進と本事業の円滑な運営を図るために毎年実施しています。

上板町の史跡や文化財、上板町の施設に立ち寄り上板らしさあふれるコースになっていますので、新しい発見があるかもしれません。日ごろ歩く機会が少ない方でも無理なく参加していただけます。ご家族やお友達と一緒に『上板の秋』を感じてみませんか。

1. 日 時
平成22年11月14日(日)
2. 集合場所
上板町泉谷 技の館駐車場
3. コース
技の館→和泉寺→台山公園→技の館(約6km)
4. 申し込み締め切り
平成22年11月10日(水曜日)

■ お問い合わせは ■

上板町役場 税務課 TEL 694-6807



40歳から74歳までの国保加入者にお知らせ

内臓脂肪の蓄積による生活習慣病を未然に防ぐための健康診査を実施しています。



特定健康診査は
受診されましたか？

健診期間は、
12月28日までです

- ★対象者の方には、7月に特定健康診査受診券（うぐいす色の用紙）をお送りしております。
- ★健診項目から血管を傷める（動脈硬化を進行させてしまう）危険因子がないかがわかります。血管の傷みは自覚症状ではわからないので、健診データを確認することがとても重要になってきます。
- ★受診券をなくされた方は、再発行いたしますので税務課までご連絡ください。

お問い合わせ先 上板町税務課 TEL 694-6807

終戦当時の引揚者の方々へ

－通貨・証券などをお返ししております－

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。

- ◎終戦後、外地から引き揚げてこられた方で、上陸港の税関・海運局に預けられた通貨・証券など
- ◎外地の集結地において、領事館などに預けられた証券などのうち、日本に送還されたもの

返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。

お心当たりの方は、最寄りの税関へお問い合わせください。

徳島県小松島市小松島町字外開1-11
小松島みなと合同庁舎内
小松島税関支署(TEL 0885-32-0326)

年金受給者のみなさまへ 『扶養親族等申告書』は 期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません)

課税対象となる受給者の方には、毎年 11 月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12 月 3 日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成 22 年分「扶養親族等申告書」が送付される方		
年 齢	65 歳未満	年金額が 108 万円以上
	65 歳以上	年金額が 158 万円以上

特別障害給付金の請求はお済みですか？

国民年金に任意加入していなかったため、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が、平成 17 年 4 月に創設されました。

対象となる方

- ① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
- ② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金保険、共済組合などの加入者の配偶者。

①か②のいずれかの方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障害の状態にある方が対象となります。【(注) 参照】

支給額は、1 級に該当される方は月額 50,000 円、2 級に該当される方は月額 40,000 円です (平成 22 年度)。ただし、所得額による支給制限や、老齢年金など公的年金受給による支給調整があります。

この給付金は、請求書を受付した月の翌月分から支給が開始されますので、請求はお早めをお願いします。

(注) 原則として 65 歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。

離婚時の厚生年金分割制度について

近年、中高齢者等の離婚件数が増加している中、離婚後の夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあるという問題が指摘されていました。

このような事情を考慮して、平成 16 年の年金制度改正により、離婚等をした時に厚生年金の保険料納付記録(注)を当事者間で分割することができる制度が導入されました。(離婚時の厚生年金分割制度)

この厚生年金分割制度は、平成 19 年 4 月 1 日から実施された合意分割制度と、平成 20 年 4 月 1 日から実施された 3 号分割制度があります。

(注) 厚生年金の保険料納付記録は、老齢厚生年金等を受けるときに、その年金額の計算の基準になります。

【合意分割制度】

合意分割制度は、次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

- ★平成 19 年 4 月 1 日以後に離婚した方や事実婚関係を解消した方など
- ★当事者間の話し合いや裁判手続きにより年金分割の割合(上限 50%)を定めたこと
- ★請求期限(原則として離婚等の翌日から 2 年)を経過していないこと

*この制度により分割される保険料納付記録は、「婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

【3号分割制度】

3号分割制度は、次の条件に該当した場合に、国民年金の第 3 号被保険者であった方からの請求により、平成 20 年 4 月 1 日以後の相手方の厚生年金の保険料納付記録を 2 分の 1 ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

- ★平成 20 年 4 月 1 日以後に離婚した方や事実婚関係を解消した方など
- ★平成 20 年 4 月 1 日以後に国民年金の第 3 号被保険者であった期間があること

*この制度により分割される保険料納付記録は、平成 20 年 4 月 1 日以後の「第 3 号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

保険料納付記録を当事者間で分割した後は、分割後の保険料記録に基づき、それぞれ老齢厚生年金や障害厚生年金等の年金額が計算されます。

ただし、分割を受けた方が分割後の記録に基づく年金を受けるには、ご自身の保険料納付記録等によって受給資格期間を満たしていることが必要です。

詳しくは、お近くの年金事務所や年金相談センター(来訪相談専用)または『ねんきんダイヤル TEL 0570 - 05 - 1165』へお問い合わせください。



平成22年度 秋の狂犬病予防注射について

飼い犬は生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。

本年度も4月に集合注射を実施しましたが、まだ注射を受けていない飼い犬は10月22日(金)に実施しますので受けてください。新しく犬を飼い始めた方は、当日も登録が出来ますが、前もって登録を済ませると当日速やかに注射を受けられます。この日も都合の悪い方は、動物病院で受けてください。

登録犬が死亡した場合や飼い主が変わった場合は、役場へ届けてください。

詳しくは、上板町役場環境保全課までお問い合わせください。

環境保全課 TEL 694-6813



空き地の適正管理について

○空き地の雑草管理

所有者又は管理者は、空き地の雑草等が繁茂しないように適正に管理しなければなりません。空き地の雑草管理が適正に行われていないと、害虫の発生や花粉の飛散、交通の見通しが悪くなり、また不法投棄や放火のおそれなど、生活環境の悪化を招きます。責任を持って管理しましょう。

○空き地の雑草が気になるときは

上板町では、雑草等の繁茂により近隣住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある空き地等があった場合、土地所有者(または管理者)に対し適正な管理をしていただくよう指導を行っています。

○お問い合わせ先(それぞれの担当部署へ問い合わせてください。)

☆田や畑など農地の雑草等でお困りの場合

農業委員会 TEL 088-694-6805

☆道路上の雑草・通行に支障となる樹木等でお困りの場合

建設課 TEL 088-694-6812

☆上記以外の雑草等でお困りの場合

環境保全課 TEL 088-694-6813

やめよう!! 野外焼却



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物の野外焼却(野焼き)は一部の例外を除き禁止されています。基準不適合焼却炉(ドラム缶・ブロック囲い積など)での焼却もできません。

違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられる場合があります。

お問い合わせ先

上板町環境保全課 TEL 088-694-6813

あなたにも出来る自殺予防のための行動

気づき

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

○発言や行動の変化や体調の変化など、家族や仲間の変化に敏感になり、心の悩みや様々な悩みを抱えている人が発する周りへのサインになる早く気づきましょう。

○変化に気づいたら、「眠れてますか？」など、自分に出来る声かけをしていきましょう。

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

○身体や心の健康状態について自然な雰囲気の中で声をかけて、あせらずに優しく寄り添いながら見守りましょう。

○必要に応じ、キーパーソンと連携をとり、専門家に情報を提供しましょう。

傾聴

○悩みを話してくれたら、時間をかけて、できる限り傾聴しましょう。

○話題をそらせたり、訴えや気持ちを否定したり、表面的な励ましをしたりすることは逆効果です。本人の気持ちを尊重し、共感した上で、相手を大切に思う自分に気持ちを伝えましょう。

つなぎ

早めに専門家に相談するよう促す

○心の病気や社会・経済的な問題等を抱えているようであれば、公的相談機関、医療機関等の専門家への相談につなげましょう。

○相談を受けた側も、一人では抱え込まず、プライバシーに配慮した上で、本人の置かれている状況や気持ちを理解してくれる家族、友人、上司といったキーパーソンの協力を求め、連携をとりましょう。

ひとりで悩まずに、相談してください

●とくしま自殺予防センター(精神保健福祉センター)

TEL 088-602-8911

●徳島保健所

TEL 088-602-8905

●徳島のいのちの電話

TEL 088-623-0444

●インターネットメール相談 <http://www.afis.jp>(ホームページから相談フォームを入力)(NPO法人 ApproachForLifeSaver)

●夜間無料電話法律相談(徳島弁護士会)

TEL 088-652-5908 相談時間

TEL 088-652-3017 毎週水曜日 19:00~20:30

●上板町役場福祉保健課 TEL 088-694-6810

介護保険からのお知らせ

●保険料について

介護保険は保険サービス費から自己負担分（1割）をのぞき、残り9割を保険給付でまかませんが、保険給付分の半分を公費（国県町の負担）で、残り半分を40歳以上の保険料で負担します。

40歳以上64歳までの人と65歳以上の人の保険料の計算方法は別になります。

40歳から64歳の方は加入している医療保険の保険料と一括して加入保険者へ納めます。

65歳の誕生日分からは個人ごとに町へ保険料を納めます。

最初の半年ぐらいは、納付でお支払いしていただくようになります。その後、年金から引ける人は、年金からの納付が始まります。（特別徴収）

納付書が届いたら、お近くの金融機関で納付してください。

普通徴収（納付書払い）の納期限

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
平成22年度納期限	6月30日	8月31日	11月1日	1月4日	2月28日

※介護が必要となったとき、誰もが安心してサービスを利用できる様に保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険は、「介護の問題」や「老後の不安」を解消するために、社会全体で支え合う制度です。40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときに介護保険のサービスを利用できます。

いつまでも、自分らしい毎日を過ごすためにサービスを上手に利用してください。

お問い合わせ先：役場福祉保健課（TEL 694 - 6810）

●相談窓口

地域で暮らす高齢者のみなさんを介護、福祉、健康等総合的に支えていくための拠点として上板町地域包括支援センターがあります。介護予防サービス利用や介護保険利用

の仕方など、今すぐに介護保険を使う必要がない場合でも、日常生活に関する相談など気軽に相談してください。

地域包括支援センター TEL 088 - 694 - 5597

上板町老人福祉センター TEL 088 - 694 - 6155

子どもたちの人権

虐待を疑った時、虐待を発見した時は、その状況、子ども・家庭との日常の関わりの中で気づいたことなどを、こども女性相談センターや役場福祉保健課窓口にご相談（通告）してください。

児童相談所全国共通ダイヤル

（お住まいの地域の児童相談所等に電話をつないでくれます。）

0570-064-000

- 上板町役場福祉保健課 TEL 088 - 694 - 6810
- こども女性相談センター（旧中央児童相談所）
TEL 088 - 622 - 2205

子ども虐待の種類

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。

ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置など、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与えること。

※いずれか1つではなく、4つのタイプの虐待が組み合わさりおこることが多い

積極的にバスなどの公共交通機関を利用してみませんか

近年、バスなどの公共交通機関を利用する方が減少しており、公共交通サービスの低下につながっています。

公共交通機関は、自動車を利用できない方の交通手段の確保、交通渋滞の緩和やCO2（二酸化炭素）の削減による地球温暖化防止への貢献などのため、今後とも維持していく必要があります。

公共交通機関の存続には、わたしたち一人ひとりが、公共交通機関を積極的に利用し、さらに利用率を向上させることが何よりも大切です。みなさんのご協力をお願いします。

なお、役場の自転車置き場をバス利用者の駐輪場として開放していますのでご利用ください。



上板町役場総務課
TEL 694-6801

お知らせ

第29回徳島矯正展

☆刑務所内見学

「受刑者はどんなところで作業をしているのか？」今回の矯正展では、係員の案内で「塀の内側」をご覧くださいことができます。

☆刑務作業「藍染め」体験コーナー

「藍染め」を体験していただけるコーナーを設けます。

☆刑務所作業製品の展示・販売

全国の刑務所で受刑者が製作した製品を一堂に展示・販売いたします。

刑務所作業製品を皆様にご覧いただき、また、ご購入いただくことにより、継続的な作業量を確保することができます。受刑者の社会復帰に対する皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

日時◆平成22年10月23日(土)

午前9時～午後3時30分

場所◆徳島刑務所(駐車場約300台)

お問い合わせ◆TEL 088-644-0114

(徳島刑務所 作業)

知っていますか？建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

加入できる事業主◆建設業を営む方

対象となる労働者◆建設業の現場で働く人

掛金◆日額310円

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、

Q & Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、ご覧ください!!

お問い合わせ◆もよりの建退共支部へ

TEL 088-622-3113

募 集

海外ボランティア参加者募集!

あなたの技術・経験を生かしてみませんか? 開発途上国で、現地の人々と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。派遣期間は原則2年間で、在職中の方が参加される場合は、勤務先に人件費などを補てんする制度もあります。

募集期間◆10月1日(金)～11月8日(月)消印有効

対象◆青年海外協力隊 満20～39歳

(平成23年4月1日時点で満20歳の方から、平成22年11月8日時点で満39歳までの方)

※日本国籍を持つ方

シニア海外ボランティア 満40～69歳

(平成22年11月8日時点)※日本国籍を持つ方

体験談&説明会◆(予約不要)

対象	日時	場所
青年海外協力隊 シニア海外 ボランティア	10月3日(日) 13時30分～ 16時30分	徳島県立21世紀館 (徳島県文化の森内)
	10月21日(木) 18時30分～ 20時30分	ふれあい健康館 (徳島市生涯福祉 センター)

お問い合わせ◆JICA(ジャイカ) 四国

TEL 087-833-0901

HP◆<http://www.jica.go.jp>

防衛省学生受付案内

募集種目	資 格	受付期間
高等工科 高校生	中卒(見込含) 17歳未満の男子	22年11月1日～ 23年1月7日
試験期日	そ の 他	
1次: 23年1月22日	1 試験案内 試験会場: 松茂町の自衛隊 基地 試験費用: 無料 2 学校について (1) 他的高校と併願OKです。 (2) 入学～卒業まで学費・寮費 不要。 (3) 学生手当等が支給されます。 (4) 卒業後は様々な進路があり ます。	

*年齢は23年4月1日現在

お問い合わせ◆鳴門地域事務所まで

(TEL 685-5306)

鳴門テクノスクール12月入校の 訓練生を募集します

訓練科◆IT技能科4

訓練期間◆12月20日から3月18日(3ヶ月)

訓練実施場所◆四国進学会 藍住校(板野郡藍住町)

受講料◆無料(教材費等別)

対象◆離転職者で、公共職業安定所から受講指示又は受講推薦を受けた人(学歴・年齢・性別等は問いません。)

申し込み◆10月25日から11月22日までに居住地を所轄する公共職業安定所へ

お問い合わせ◆公共職業安定所又は県立鳴門テクノスクール(TEL 088-686-4752)へ

事業者の方へ 適格退職年金制度からの移行はお済みですか?

確定給付企業年金法の施行に伴い、適格退職年金制度は、平成24年3月31日までに他の制度に移行するなどの対応が必要です。

移行先はぜひ、「中退共」の退職金制度へ

- 退職金の管理が簡単です
- 移行にかかわる手数料は必要ありません
- 移行時の積立不足の解消は不要です
- 国からの掛金増額助成が受けられます

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 3436-0151 (代表) FAX (03) 3436-0400

男性のための料理教室受講生募集!

料理をしたことのない男性・大歓迎!
ヘルスメイトの人たちと一緒に勉強しませんか? 男性も自分の健康に気を配り、元気に暮らしていくことができるように!

自立支援と生活習慣病予防のため一緒に学びましょう。

- と き 平成22年10月21日(木)
午前9時30分～13時
- と ころ 中央公民館・調理実習室
- 内 容 男性料理教室20のレシピテキストに基づき実施
- 料 金 テキスト代 315円
- 申込み 平成22年10月13日(水)までに福祉保健課まで
TEL 694-6810



米トレーサビリティ法がスタートします

1. 取引等の記録・保存(平成22年10月1日から)
米、米加工品を
①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄などした場合は、その記録を作成し、原則3年間保存することが必要となります。
2. 産地情報の伝達(平成23年7月1日から)
米・米加工品を、他の事業者へ譲り渡す場合、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要となります。
また、一般消費者に販売・提供する場合、産地情報の伝達が必要となります。

米トレーサビリティ法に関するご相談、説明会の開催要望など、お問い合わせ下さい。
徳島農政事務所 食糧部 計画課
TEL: 088-622-6133

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

米トレーサビリティ法 | 検索



保健行事予定表 10月～12月

I. 健康相談・健康教育

月/日	時 間	場 所	内 容	担 当
10/5	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師・理学療法士
11/2	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
12/7	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師・理学療法士

II. 健康診査（集団健診）

月/日	時 間	場 所	内 容	対 象	料 金
10/14 12/4	9:00～11:00	農村環境改善センター	乳がん・甲状腺がん検診	40歳以上	1,300円
12/9	9:00～15:00	農村環境改善センター	乳がん・甲状腺がん検診	40歳以上	1,300円

III. 肝炎ウイルス検診（町内医療機関）

8月1日～12月27日、町内医療機関において肝炎ウイルス検診を行います。対象は、本年度40歳になる方で、今までに肝炎ウイルス検診を受けたことがない方です。

月/日	時 間	場 所	内 容	対 象	料 金
8/1～ 12/27	医院の診療時間	井内内科・井関クリニック・ 佐藤医院・友成医院・ 東)野田医院・西)野田医院	肝炎ウイルス検診(B型、C型肝炎) C型のみ B型のみ	平成22年度に 40歳になる方	800円 700円 200円

IV. 前立腺がん検診（町内医療機関）

8月1日～12月27日、町内医療機関において肝炎ウイルス検診を行います。

月/日	時 間	場 所	内 容	対 象	料 金
8/1～ 12/27	医院の診療時間	井内内科・井関クリニック・ 佐藤医院・友成医院・ 東)野田医院・西)野田医院	前立腺がん検診 採血による前立腺特異抗原検査	50歳以上の 男性	500円

V. 乳幼児健康診査と育児教室

1. 乳児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
10/6 12/3	13:30～14:15	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科診察・育児相談	H21年11月12月生及びH22年5月6月生 H22年1月2月生及びH22年7月8月生

2. 1歳6カ月児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
11/11	13:00～13:30	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科・歯科診察・聴力検査・ 歯科・栄養・育児・発達相談	H21.3.1生～H21.5.31生

3. 3歳児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
12/8	13:00～13:30	農村環境改善センター	問診・身体計測・尿検査・内科・歯科診察・ 歯科相談・栄養・育児・発達相談	H19.5.1生～H19.7.31生

4. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月/日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
12/15	10:30～10:50	農村環境改善センター	股関節脱臼健診・ブックスタート	H22.7.9生～H22.10.15生

IV. 予防接種

1. 集団接種

1) ポリオ

月/日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
11/17	13:30～14:00	農村環境改善センター	ポリオ	生後3月以上90月未満の乳幼児

2) 個別接種

「徳島県予防接種広域化」により、子どもの予防接種については、上板町内の医療機関に加えて、町外にかかりつけ医があるなど、町外医療機関での個別接種を受けることができます。（一部実施していない医療機関がありますので、主治医にお問い合わせください。）
予防接種の対象者には、個人通知をいたしますので通知が届いたら、保護者の方は、医師と相談して接種計画を立てて受けてください。

個別接種の内容

BCG・百日咳ジフテリア破傷風混合・ジフテリア破傷風混合・麻疹風疹混合（または、麻疹・風疹）・日本脳炎

●●● 日本脳炎予防接種について ●●●

日本脳炎予防接種は、平成17年5月30日より平成22年3月31日まで、積極的な勧奨をしていませんでした。その間に日本脳炎予防接種1期初回と追加、及び2期を受けられなかった方で、次の年齢の方は接種を受けることができます。
対象年齢は、1期初回は、生後6月から90月未満（7歳6月未満）、及び9歳以上13歳未満、2期は、9歳以上13歳未満です。接種を希望する方は、役場福祉保健課へお問い合わせください。

●●● 子宮頸ガン予防とワクチン接種について ●●●

子宮頸がんの原因は、HPV（ヒトパピローマウイルス）というウイルスの感染です。HPVに感染すると、1,000人に1人～3人が、子宮頸がんになります。子宮頸がんの予防のためには、子宮頸がん検診と予防接種があります。検診は、20歳になったら、2年に1回は受けましょう。
また、予防接種については、今年10月より、中学3年生女子（平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者）を対象に子宮頸がんワクチン予防接種を無料で受けることができます。対象者には、個人通知をいたしますので希望する方は、通知を受け取ったら医療機関に予約をして受けてください。

◆◆◆ 子宮頸がん検診を20歳以上の女性に実施しています ◆◆◆

平成21年度より、子宮がん検診は広域化（上板町以外の医療機関においても受診できる体制を整備）で実施することとなりました。受診を希望される方は役場福祉保健課までご連絡ください。該当の方には問診票を送ります。その問診票に記入し医療機関を受診してください。受診期間は平成23年3月までです。自己負担金は1,500円、受診間隔は2年に1回です。

お誕生 おめでとう

平成22年5月1日
平成22年7月誕生まで

6月誕生

- 下六條 太閤和人・なつき
女の子 沙彩(さあや)
- 佐藤塚 日比生規夫・真喜子
男の子 隼斗(はやと)
- 神宅 三井義隆・佑子
男の子 快晟(かいせい)
- 7月誕生
- 七條 吉川博之・美由紀
男の子 俊也(しゅんや)
- 七條 清水信宏・康恵
男の子 煌司(こうじ)
- 神宅 板東和弘・雅美
女の子 愛莉(あいり)
- 七條 坂東雅彦・祥恵
女の子 夏那(なな)
- 下六條 上田貴之・貴子
女の子 凜(りん)
- 七條 庵床光生・ゆかり
男の子 主力生(しゅりき)
- 瀬部 白石弘之・千津子
女の子 千紘(ちひろ)
- 西分 上原弘樹・亜弥
男の子 樹(いつき)
- 佐藤塚 横田浩暉・桂子
女の子 季代月(きよみ)
- 高瀬 小田宏樹・絵美
女の子 葵陽(あおい)

韓国の小中学生、上板町へようこそ



阿波市と板野、上板両町でつくるあさんライブミュージアム運営協議会と交流している韓国・淳昌郡の小中学生ら25人が8月20日に来町し、技の館で歓迎会が開かれ、翌日には藍染体験や阿波踊り体験を行い、地元の小中学生と国際交流を図りました。

緑のカーテン 平成22年度「緑のカーテンコンテスト」受賞者



最優秀賞
多田 弘幸(上板町)

優秀賞
潮 昭美(鳴門市)
安村 康仁(小松島市)
グループホーム団らん(上板町)

エコ大賞
四国電力 阿南営業所

交通安全子供自転車 徳島県大会出場

6月26日(土)徳島県警察本部免許センターにおいて、交通安全子供自転車徳島県大会が開催されました。この競技大会には、県内代表の9小学校から48名が参加し、学科試験と実技試験との合計得点で争われました。

上板町からは、神宅小学校6年生の8名(2チーム)が出場しました。惜しくも団体優勝は逃しましたが、学科試験において第1位に柏木麻耶さん、第2位に上原夏弥さんが入賞しました。

神宅小学校チームの出場選手は以下の児童です。

(Aチーム)	(Bチーム)
柏木 麻耶	阿部未沙杜
高原佑実子	稲岡 真穂
元村 美慧	上原 夏弥
山本 理緒	笠原 愛未



外灯の清掃と点検ボランティア 鴨島電気工事協同組合員のみなさん

8月1日、上板町及び吉野川市・阿波市の電気工事業者(89店)が加盟する「鴨島電気工事協同組合」の組合員42名と「上板町防犯推進委員協議会」の会員が参加して、東光小学校を含む7校の小学校周辺通学路に設置されている外灯の清掃・点検がボランティアで行われました。

この活動は、8月の「電気使用安全月間」行事の一環として3年前から継続して行われており、参加者は子供たちや地域住民の防犯に役立てればと、猛暑の中、計280灯の外灯清掃や球交換を行いました。

また、電気的安全使用を呼び掛けるリーフレットを配布し、火災や感電事故防止を呼び掛けました。



ソーシャルクラブ上板(精神障害者の会)・いちよう家族会 葉牡丹の種まきに汗を流す

上板町ソーシャルクラブ上板(精神障害者の会)は精神障害者の社会復帰の1つとして葉牡丹を育てています。8月5日にメンタルヘルスボランティアたんぼぼ(精神保健ボランティアグループ)の会員といちよう家族会(精神障害者の親の会)の会員で種まきをしました。「心の病」に悩む人達は地域の中で憩い、働き、当たり前で生活できることを望んでいます。ストレス社会といわれている時代、いつ誰が心を病むかもしれません。精神障害者へのご理解、ご協力、ご支援をお願いいたします。



おやこの食育教室がありました



7月18日(日)、25日(日)におやこの食育教室がありました。2日間で26組70名の参加者があり、普段お手伝いをしない子供たちも、ヘルスメイトの方達と楽しく食育の勉強、調理実習を行うことができました。

毎年、おやこの食育教室を行っておりますので、来年もぜひ多くの方のご参加をお待ちしております。